

# 地震・津波編附編

[東海地震に係る  
周辺地域としての対応計画]



# 第1章 総論

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波編の附編としての位置づけとして、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

これまで特に切迫性が高いと考えられてきた「東海地震」は、近年切迫性の高まりが想定される南海トラフ地震のひとつとなる。おおむね100～150年間隔で繰り返し発生している南海トラフ地震は、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過している現在、東海地震に限らず、南海トラフ全域で大規模地震発生切迫性が高まっている状況にある。

このため、気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行い、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わない、としている。

現在、東海地震のみではなく、南海トラフ地震全体への対策が求められるなか、新たな防災対応が定められるまでの過渡期にあり、県地域防災計画との整合性を図るため本附編を策定する。

## 第1節 地震・津波編の附編としての位置づけ

---

### 1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

(1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

(2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、県、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

### 2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる。）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、地震・津波編で対処する。

### 3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

(1) 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。

(2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

### 4 計画の実施

本町の位置する千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

### 5 計画の位置づけ

本計画は、地震・津波編の附編として位置づける。

## 第2章 東庄町の業務

町が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

| 機関名  | 事務又は業務の大綱  |
|------|--|
| ■東庄町 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事</li> <li>2 東海地震対策の連絡調整に関する事</li> <li>3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事</li> <li>4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事</li> <li>5 広報、教育、防災訓練に関する事</li> <li>6 消防、水防対策に関する事</li> <li>7 町が管理又は運営する施設対策に関する事</li> <li>8 例外措置として住民避難に関する事</li> </ol> |

## 第3章 事前の措置

### 第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平時から不断の準備を進めることが必要である。このため、震災編においても予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

#### 1 町の事前の措置

| 区分                      | 担当     | 業務内容  |
|-------------------------|--------|---|
| 情報伝達手段の整備               | 総務課    | <p>(1) 県防災行政無線等の整備<br/>町は、非常時において、地震情報等を迅速に収集・伝達するため、県防災行政無線、県防災情報システム、J-ALERT、Lアラート等の整備を行う。</p> <p>(2) 町防災行政無線の整備<br/>町は、住民等に対し地震情報等を迅速に伝達するため、町防災行政無線の整備を行う。</p> <p>(3) 他の通信施設の利用<br/>町は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの防災関係機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。</p>  |
| 建築物・構造物の地震対策及び道路・河川等の対策 | まちづくり課 | <p>(1) 建築物の耐震診断・改修の実施<br/>ア 役場庁舎、学校、病院等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。<br/>イ 建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修等の実施を指導・助言する。</p> <p>(2) ブロック塀等の安全対策<br/>通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(3) 外壁等の落下物防止対策<br/>道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(4) 施設等の点検整備<br/>ア 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。<br/>イ 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p> |
| 食料確保の計画                 | まちづくり課 | <p>(災害応急食料の計画)</p> <p>(1) 発災時における応急食糧の配給において、町長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受ける。</p> <p>(2) 政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町は管内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画を策定しておく。</p>   |

| 区分                  | 担当     | 業務内容  |
|---------------------|--------|---|
| 学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化 | 町教育委員会 | <p>(小・中学校に対する指導事項)</p> <p>(1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。</p> <p>(2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。</p> <p>(3) 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。</p> <p>(4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。</p> <p>(5) 万年壩、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。</p> <p>(6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。</p>   |
|                     | 健康福祉課  | <p>(一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項)</p> <p>(1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策</p> <p>(2) 医薬品及び危険物等の安全対策</p> <p>(3) 飲料水、薬品等の備蓄</p> <p>(4) 発電機の整備</p> <p>(5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施</p> <p>(精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項)</p> <p>(1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置</p> <p>(2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策</p> <p>(3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p> <p>(社会福祉施設に対する指導事項)</p> <p>(1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置</p> <p>(2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策</p> <p>(3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p> |

## 第2節 事業所等に対する指導及び協力要請

---

警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑制などに関係事業所等の果たす役割は非常に大きく、その協力は不可欠である。このため、次の事項について指導及び協力要請を行う。

- 1 火気の手扱い
- 2 自衛消防組織
- 3 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検手扱い
- 4 教育訓練
- 5 顧客、従業員等の安全確保
- 6 情報収集、伝達、広報
- 7 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置
- 8 営業方針、従業員の時差退社
- 9 その他必要な事項



### 第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

#### 1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及・啓発に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

#### (1) 町における広報

##### ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

##### イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施に当たっては、特に住民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

##### (ア) 東海地震に関する一般的知識

- a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- c 地震が発生した場合の町への影響度等

##### (イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措置

##### (ウ) 住民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

##### (エ) その他必要な事項

##### ウ 広報の方法

広報の方法は、広報とうのしょう等の印刷物によるほか、町ホームページ等を通じて実施する。

## 2 教育

### (1) 町職員に対する教育

町は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう職員に対し必要な事前の防災教育を実施する。

#### ア 教育事項

町、各防災機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、県に準じて実施する。

#### イ 教育の方法、手段等

各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

### (2) 児童・生徒等に対する教育

町教育委員会は、小・中公立学校の児童・生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

#### ア 教育内容

(ア) 東海地震に関する基本的知識

(イ) 東海地震が発生した場合の町への影響度、予想される危険等

(ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響

(エ) 警戒宣言時に学校がとる措置

(オ) 児童・生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針

(カ) 学校施設等の防災対策

(キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

#### イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取扱う。

(ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。

(イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。

(ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

(エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連づけ、指導方法を工夫し、児童・生徒が臨場感をもって参加するよう配慮する。

## 第4節 地震防災訓練

---

### 1 総合防災訓練

町は、県の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

### 2 住民、事業所が実施する訓練

町は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

# 第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

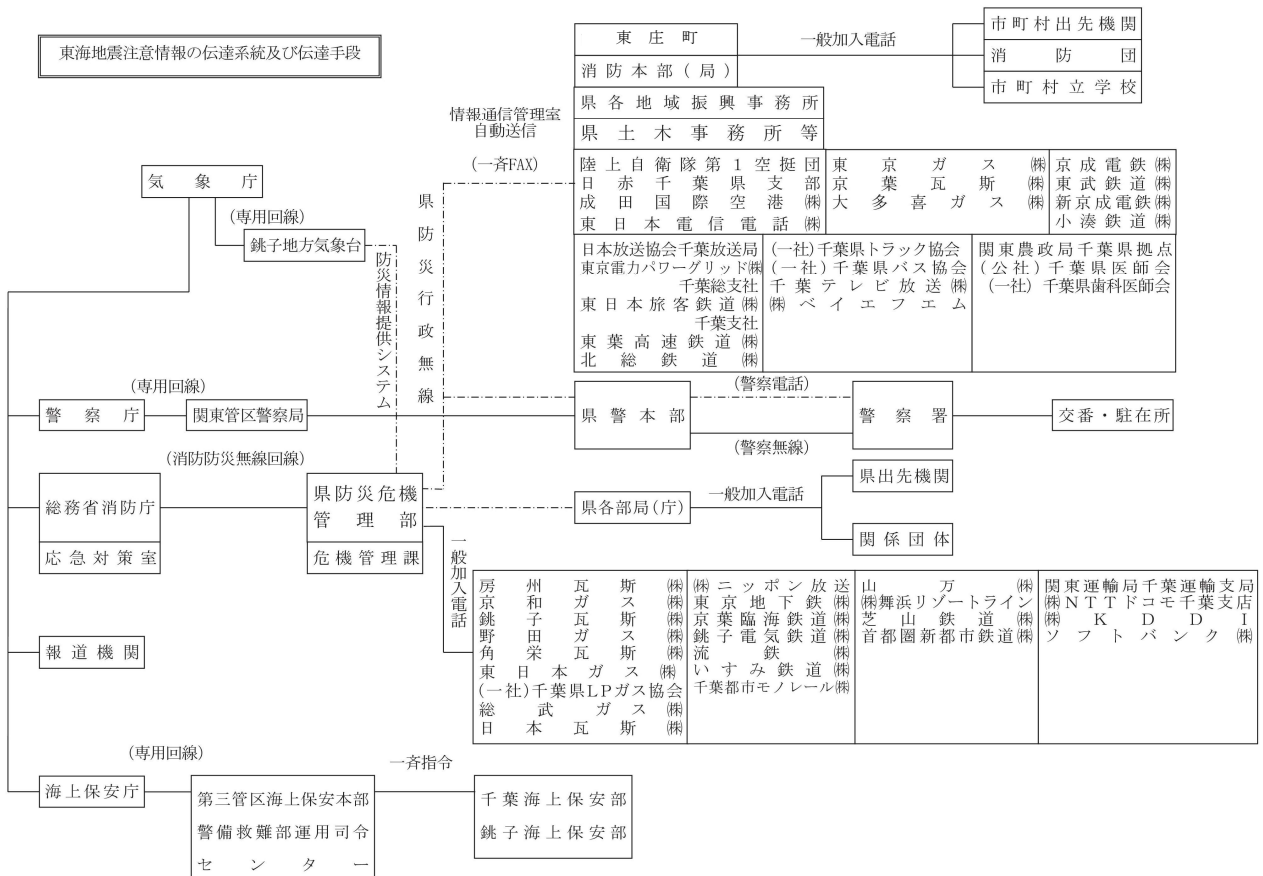
警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

## 第1節 東海地震注意情報の伝達

### 1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

#### 【東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段】



### 2 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体、住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

### 3 伝達事項

- (1) 町は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

## 第2節 活動体制の準備等

---

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとる。

### 1 災害対策本部の設置準備

警戒体制をとるとともに、東海地震予知情報が発表された場合に備えて災害対策本部設置の準備をする。

### 2 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの間、総務課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、他市町村、各防災機関との連絡調整の準備

## 第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

---

東海地震注意情報から警戒宣言が発せられるまでの間は、原則として県がテレビ、ラジオ等により、住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

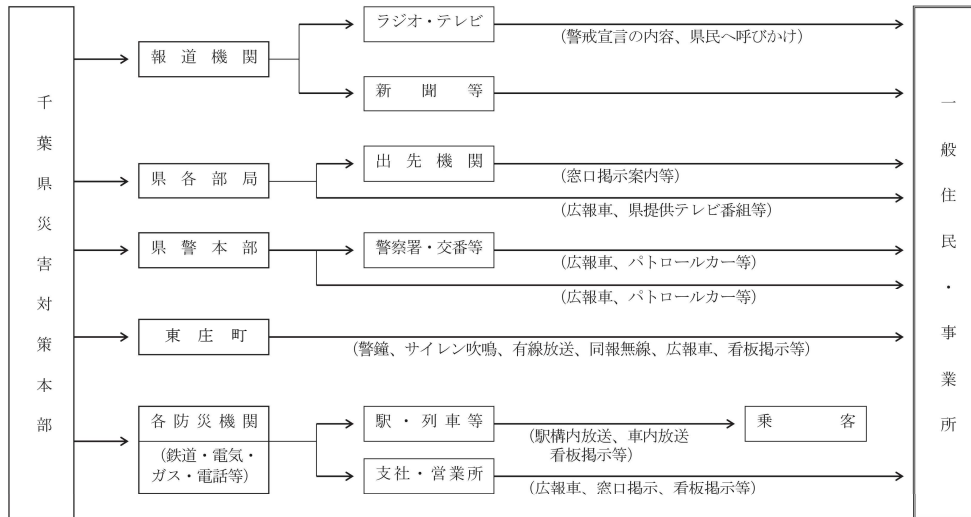
なお、混乱発生のおそれが予測される場合は、町が必要な対応及び広報を行うとともに、県へ緊急連絡を行う。



(2) 一般住民に対する伝達

一般住民に対しては、消防署（団）の協力を得て、警鐘、サイレン吹鳴、防災行政無線、広報車、看板掲示、東庄町防災メール、町ホームページ等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

【一般住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段】



(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言等の内容
- イ 本町への影響予想
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、県によるテレビ、ラジオ等による広報のほか、町の所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

(1) 広報活動

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、特に重要な広報は、広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

- ア 広報の項目
  - (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
  - (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
  - (ウ) 防災措置の呼びかけ
  - (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、看板掲示、東庄町防災メール、町ホームページ等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

(2) 報道機関への発表

災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。



## 第3節 水防・消防等対策

---

### 1 町

町及び消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水害等防除のための警戒
- (3) 土砂災害危険箇所等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

### 2 水防管理団体（町）

町は水防管理団体として、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保については消防本部と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

### 3 発災後に備えた資機材人員等の輸送体制

警戒宣言等が発せられた場合においては、発災後の緊急輸送に備えて、資機材、人員等の輸送体制の確保を行う。

## 第4節 交通対策

---

### 1 道路管理者のとり措

道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化を図る。

#### (1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

#### (2) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

## 第5節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

### 1 上水道対策

町は東総広域水道企業団と連携し、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

#### (1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

#### (2) 人員の確保、資機材の点検整備等

##### ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

##### イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

#### (3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

#### (4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

|             |   |
|-------------|---|
| <p>広報内容</p> | <p>(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること。<br/>                 (2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。<br/>                     ア 飲料水の汲み置き<br/>                         ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。<br/>                     イ 生活用水の汲み置き<br/>                         浴槽等を利用し、貯水する。<br/>                 (3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p> |
| <p>広報手段</p> | <p>(1) 防災行政無線による放送<br/>                 (2) 広報車による広報<br/>                 (3) 水道工事店の店頭掲示<br/>                 (4) 町ホームページによる広報等</p>   |

## 2 電気対策

東京電力パワーグリッド（株）は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

### (1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

### (2) 人員の確保、資機材の点検整備等

- ア 要員の確保
- イ 資機材の確保

### (3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

- ア 特別巡視及び特別点検等
- イ 通信網の確保
- ウ 応急安全措施
- エ 広報

## 3 ガス対策

### (1) 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

### (2) 人員の確保、資機材の点検整備等

応急措置対策の実施に向けて、人員の確保、緊急用工具・資機材及び車両の点検準備を行う。

### (3) 施設の保安装置

無線、電話等の連絡網を確認するとともに、ガス供給施設等の施設の巡視、点検を行う。  
また、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

### (4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

## 4 通信対策

東日本電信電話（株）千葉事業部、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり災害応急対策を進める。

## 第6節 学校・病院・社会福祉施設等対策

---

### 1 学校対策

町教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、学校安全計画により児童・生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。
  - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
  - イ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童・生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。
- (4) 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

### 2 病院対策

町は、警戒宣言が発せられた場合において、次の事項を基本方針とした医療体制を確保するよう医療機関に要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

### 3 社会福祉施設等対策

町は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設等で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

- (1) 情報の受伝達  
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
- (2) 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等

(3) 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

(4) 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

(5) 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

(6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

(7) その他必要な事項

## 第7節 避難対策

---

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあっては、町長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

### 1 警戒宣言時の措置

#### (1) 避難勧告・指示

町長は、消防本部等関係機関と協力して、防災行政無線、広報車、東庄町防災メール、町ホームページ等により速やかに避難勧告又は指示を行う。

#### (2) 避難所の確認

ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。

イ 防災設備等を確認する。

ウ 給食、給水用資機材を確認する。

エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

#### (3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

#### (4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。

#### (5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

#### (6) 要配慮者に対する支援

乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

#### (7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

#### (8) 生活必需物資の給与

#### (9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

### 2 事前の措置

町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

#### (1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、土砂災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

#### (2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

#### (3) 避難勧告、指示体制の確立

防災行政無線、広報車、東庄町防災メール、町ホームページ等による避難勧告又は指示体制を

確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する介護体制の確立

乳幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

## 第8節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

---

### 1 救護救援対策

#### (1) 医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

##### ア 国保東庄病院

(ア) 警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、町災害対策本部等関係機関との情報交換を密にする。

(イ) 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。

(ウ) 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。

(エ) 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入れ体制を整える。

(オ) 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。

##### イ (一社)香取郡市医師会、(一社)香取匠瑳歯科医師会

(ア) 発災に備え連絡体制を確保する。

(イ) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。

### 2 防疫対策

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

(1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。

(2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

### 3 保健活動対策

#### (1) 町の行う業務

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

ア 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。

イ 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。

ウ 保健師等の派遣の必要性について検討し、必要時は香取健康福祉センター（香取保健所）に開設される合同救護本部に派遣調整を依頼する。

エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

#### (2) 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずる。

##### ア 医薬品等(血液を除く)の供給体制

町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、町内及び近隣市町の主な卸売業者の在庫量を把握し必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

イ 合同救護本部に対し、医薬品等の供給調整を依頼する。

#### (3) 清掃



町は、災害発生により生じるごみ又はし尿を収集運搬するため、保健・衛生課の編成及び車両の確保について準備する。

また、指定された避難地に仮設便所が設置できるように資機材の調達準備を行う。

## 第9節 その他の対策

---

### 1 物資等の確保対策

#### (1) 物資確保体制の整備

町は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保を図るほか、発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し調達体制を整備するとともに、これらの業者等を通じ、又は直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

#### (2) 食料の確保

町は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡をとり食料調達体制の確認をするとともに、食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

### 2 緊急輸送の実施準備

町は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

#### (1) 緊急輸送車両の確保

町は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

#### (2) 緊急輸送車両の確認

「地震・津波編第3章第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

#### (3) 関係団体による協力

町のみでは対応不可能な場合は、県、(一社)千葉県トラック協会その他の関係機関の応援を得て実施する。

### 3 公共施設対策

#### (1) 道路

町は、他の道路管理者と相互に連携し必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会、建設業者、販売業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い調達体制を整える。

#### (2) 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所(point)の点検を行うとともに、水防管理者に対し水防団の待機を要請する。

#### (3) 町が管理、運営する施設対策

町が管理、運営する公民館、社会教育施設、社会体育施設、図書館等については、原則として開館、開催を自粛する。

##### ア 教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合、図書館等の個人使用形態をとる施設においては、個人施設利用者、体育館、公民館等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危

険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

イ まちづくり課

警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として供用を自粛する。

各施設においては利用者に協力を呼びかける。

(4) 町税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における町税の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

イ 警戒宣言発令に引き続き、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

(5) 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講じる。

また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し出動準備体制をとるよう要請する。

ア 自家用発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保

イ 無線通信機器等通信手段の整備点検

ウ 緊急輸送車両その他車両の整備点検

エ 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置

オ その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置

カ 飲料水の緊急貯水

キ エレベーターの運行中止措置

ク 出火防止措置及び初期消火準備措置

ケ 消防設備の点検

(6) 工事中の建築物その他工作物又は施設

ア 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。

イ 特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。

ウ 倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに町に通報する。

## 第6章 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、(1)壁に割れ目が入る(2)墓石・石どうろうが倒れる(3)煙突・石垣などが破損する(4)軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする(5)ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

このため、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

町、県、国をはじめ防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

## 第1節 住民のとるべき措置

| 区 分 | と る べ き 措 置   |
|-----|---|
| 平常時 | <p>(1) 家や塀の耐震化を促進する。</p> <p>ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。</p> <p>イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。</p> <p>ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。</p> <p>イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</p> <p>ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。</p> <p>ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。</p> <p>イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</p> <p>ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。</p> <p>エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の準備をする。</p> <p>ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</p> <p>イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。</p> <p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。</p> <p>ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約2～3リットル）。</p> <p>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）と日頃の買い置きなどを合わせて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。</p> <p>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等に入れて準備しておく。</p> <p>なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。</p> <p>また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。</p> <p>簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレトペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋など）を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。</p> <p>ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 非常持出品の準備をする。</p> <p>非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。</p> <p>例：飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など</p> |

| 区 分                       | と る べ き 措 置   |
|---------------------------|---|
|                           | <p>(10) 防災講習会、訓練へ参加する。<br/>町、消防本部、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(11) 家族で対応措置の話し合いをする。<br/>ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。<br/>イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。<br/>ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(12) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>   |
| 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまで | <p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の使用を自粛する。</p> <p>(3) 自動車の利用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>   |
| 警戒宣言が発令されてから地震発生まで        | <p>(1) 警戒宣言情報を入手する。<br/>ア 町等の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。<br/>イ 県、町、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。<br/>ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。<br/>イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。<br/>ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。<br/>ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。<br/>イ ガス器具等の安全設備を確認する。<br/>ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。<br/>エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。<br/>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。<br/>県、町、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。<br/>ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。<br/>イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> |

| 区 分 | と る べ き 措 置   |
|-----|---|
|     | <p>(12) 幼児、児童・生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</p> <p>ア 幼児、児童・生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>イ 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p> |

## 第2節 自主防災組織のとりべき措置

| 区 分                       | と る べ き 措 置   |
|---------------------------|---|
| 平常時                       | <p>(1) 組織の編成と、各課の役割を明確にする。</p> <p>(2) 防災知識の普及活動を行う。</p> <p>ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</p> <p>イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</p> <p>ウ 地域内の消防水利を把握する。</p> <p>エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</p> <p>オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>(3) 防災訓練を行う。</p> <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練避難所運営訓練等を行う。</p> <p>(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。</p> <p>ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。</p> <p>イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</p> <p>ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>(5) 防災資機材等を整備する。</p> <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。</p> <p>(6) 情報の収集、伝達体制を確立する。</p> <p>ア 町、消防本部等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。</p> <p>イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</p> |
| 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまで | <p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</p>  |
| 警戒宣言が発令されてから地震発生まで        | <p>(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。</p> <p>ア 自主防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自主防災組織本部を設置する。</p> <p>ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 町、消防本部等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</p> <p>(3) 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける。</p> <p>(4) 防災資機材等を確認する。</p> <p>(5) 乳幼児、児童・生徒、妊産婦、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。</p> <p>(6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</p>  |



### 第3節 事業所のとるべき措置

| 区 分                       | と る べ き 措 置  |
|---------------------------|--|
| 平常時                       | <p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 町、消防本部等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p> |
| 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまで | <p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) 顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>  |
| 警戒宣言が発令されてから地震発生まで        | <p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。</p> <p>ア 自衛防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自衛防災本部を設置する。</p> <p>ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p>   |

| 区 分 | と る べ き 措 置  |
|-----|--|
|     | <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。<br/>町、消防本部等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。<br/>ア 施設、設備を確認する。<br/>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。<br/>ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。<br/>イ 火気使用場所及び周辺を確認する。<br/>ウ 消防水利、機材を確認する。<br/>エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。<br/>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入する大規模集客施設においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。<br/>なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。<br/>県、町、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p> |